

# 山梨県公報

第二千三十六号

平成二十二年  
四月二十二日

木曜日

## 目次

基本測量の実施……………二七九  
    **監査委員**……………二七九  
監査の結果に基づく措置状況……………二七九

## 公 告

● 基本測量の実施  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十二年四月二日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年四月二十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 作業種類 基本測量(精密測地網高精度三次元測量)
  - 作業期間 平成二十二年五月十日から平成二十二年十二月二十四日まで
  - 作業地域 甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市及び甲州市

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十二年四月二十二日

山梨県監査委員 興 水 修 策  
同 同 中 込 孝 元  
同 同 土 屋 直 直

同 同 伸

### ○県民生活センター

1 監査執行年月日 平成22年1月26日

2 監査対象期間 平成20年10月～平成21年9月

### 3 指摘事項

扶養手当について扶養親族届が提出されておらず、認定手続が行われていないにもかかわらず手当が支給されていた。

### 4 講じた措置

扶養親族届の提出を受け、扶養親族及び扶養手当の認定を行った。

なお、扶養親族届が提出されていないにもかかわらず、支給された手当について返還手続を行った。

今後は、諸規定を遵守して事務の適正な執行に努める。

### ○あけぼの支援学校

1 監査執行年月日 平成22年2月1日

2 監査対象期間 平成20年11月～平成21年9月

### 3 指摘事項

平成20年度使用の教師用教科書及び指導書について物品要求書を未作成のまま発注し、納品されているにもかかわらず購入代金が未払いになっていた。

### 4 講じた措置

未払いとなっていた購入代金については、財務規則の規定に基づき過年度支出として、平成22年2月1日に支払い、是正を図った。

今後は、担当者間の役割分担を明確にするとともに、連携態勢の強化を図り、発注及び検収手続きの適正化に努める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番